

役員報酬等並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人コンパスナビ(以下「当法人」という)の定款第 24 条の規定に基づき、当法人の役員(第 18 条で定義される)の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。非常勤理事とは、それ以外の理事をいう。
- (3) 常勤の監事とは、監事のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。非常勤監事とは、それ以外の監事をいう。
- (4) 報酬等とは、その名称の如何を問わず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 89 条で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わず、また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の額)

第3条 常勤の理事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり1,000万円を超えない範囲で、理事会において定める。代表理事は、理事会において定めた常勤の理事の報酬等の額を、定時社員総会に報告するものとする。

2 非常勤理事に対しては、理事会又は社員総会等に出席の都度、日額3万円を報酬等として支給する。交通費は実費相当額を別途支給する。また、災害などにより招集が不可能であると判断し、メールや電磁的方法などにより理事会を行った場合についても同額を支給する。ただし、非常勤理事に対して各事業年度に支給する報酬等の総額は、100万円を超えないものとする。

3 常勤の監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名

当たり1,000万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。常勤の監事は、本項又は次項の規定により定められた監事報酬等の額を、定時社員総会に報告するものとする。

- 4 非常勤監事に対する報酬等の額は、各事業年度に支給する報酬等の総額が1名当たり100万円を超えない範囲で、監事の協議によって定める。非常勤監事は、常勤の監事が設置されていない場合、本項の規定により定められた監事の報酬等の額を、定時社員総会に報告するものとする。

(賞与、退職慰労金等)

第4条 当法人は、役員及び社員に対し、前条に規定する報酬等以外に、賞与、退職慰労金その他の報酬等の支給は行わない。

(報酬等の支払方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を12で除した金額を毎月10日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

2 理事に対する報酬等は、出席の都度翌月10日に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で遅滞なく支払うものとする。

3 非常勤監事に対する報酬等は、各事業年度に支給する報酬等の総額を2で除した金額を4月10日及び10月10日(土日祝日に当たる場合は、その前営業日)に、本人が指定する本人名義の銀行口座に振り込む方法で支払うものとする。

(費用)

第6条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

(改定)

第7条 この規程の改定は、社員総会の決議により行うものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は令和 3 年 9 月 1 日から施行する。(令和 3 年 8 月 27 日社員総会決議)
- 2 この規程の改定は、令和 4 年 11 月 30 日から施行する。(令和 4 年 11 月 30 日社員総会決議)